

奈良市公報

号外第14号 令和6年1月規則等

令和6年9月25日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
1 4	1	奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則	保健予防課
1 15	2	児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	子育て相談課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 12	36	都市公園の供用開始	公園緑地課
1 29	57	奈良市開発指導要領の一部を改正する告示	開発指導課

規

則

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年奈良市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表面）中

受診を希望する指定医療機関（訪問看護事業所及び薬局を含む。）	①当該疾病について、治療等を受ける指定医療機関を記載してください。医療意見書を記載した指定医療機関を必ず記載してください。 ②利用する調剤薬局を記載してください。 ③訪問看護事業所を利用する場合は、別に訪問看護用の申請書と指定医の指示書のコピーの提出が必要です。	保健所受付印
指定医療機関等（医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名）	所在地	
		整理欄

を

小児慢性特定疾病に係る医療費の支給開始年月日について	小児慢性特定疾病医療費の支給認定日について、遡って申請しますか。 ※保健所受理日から1か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前）の同じ日まで遡って申請することができます。診断年月日より前に遡って申請することはできません。 <input type="checkbox"/> 申請しない → 支給開始日は保健所受理日からとなります。 <input type="checkbox"/> 申請する → 支給開始日は下記にご記入いただく日からとなります。 年 月 日 から 診断年月日以降かつ保健所受理日から3か月以内に限る。 なお、令和5年10月1日より前に遡ることはできません。	保健所受付印
上記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合、理由についてご記入ください。 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため その他		整理欄

に改め、

同様式（裏面）中

○受診を希望する医療機関等について、表面の枠が足りない場合は、下記にお書きください。

指定医療機関等（医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名）	所在地

を

小児慢性特定疾病医療意見書を記載した指定医療機関名	所在地

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年1月4日掲示済)

児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「(月の中途において保護、措置又は援助の実施を開始した場合の当該月分の徴収金は、当該月の翌月)」を「の翌々月」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年1月15日掲示済)

告

示

奈良市告示第36号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和6年1月12日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
あやめ池北一丁目第2号 街区公園	奈良市あやめ池北一丁目 1267番24、奈良市あやめ池 北一丁目1562番3	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、 奈良市都市整備部公園緑地課において 一般の縦覧に供します。)	令和6年1月12日

(令和6年1月12日掲示済)

奈良市告示第57号

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

奈良市開発指導要領(昭和62年奈良市告示第230号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び再生資源の」を「、再生資源及び大型ごみの」に、「及び再生資源集積施設」を「、再生資源集積施設及び大型ごみ集積施設」に改め、同項第1号中「集積場は」を「一戸建住宅における集積場は」に改め、同項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「(再生資源集積施設のみを設置する場合にあつては、4メートル以上)」を削り、「と同一平面となるように」を「との段差を原則設けないように」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 共同住宅における集積場は、開発区域内において、原則として収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業できる位置に設置すること。ただし、やむを得ず収集車が通り抜けることができない位置に集積場を設置する場合は、別に定める指導基準によること。

第20条第2項を次のように改める。

2 開発者は、前項の規定により集積場を設置したときは、それが一般住宅地内の集積場である場合にあつては、維持管理計画書(別記第8号様式)を市長に提出し、その用地を市に寄附するものとする。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第20条関係)

維持管理計画書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

開発者

住所

氏名

下記集積場(用地、工作物含む。)について、販売時に購入者に対して維持管理及び補修は集積場の利用者で行う旨を説明し、当方から利用者へ引き継ぎます。

ただし、集積場の利用者へ維持管理を引き継ぐまでは当方が維持管理及び補修を行い、要する費用についても負担いたします。

記

- ・種別 家庭ごみ集積場
 再生資源集積場
 大型ごみ集積場

・所在

・地積 . m²

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、奈良市開発指導要綱（昭和62年奈良市告示第229号）に基づき、現に協議が行われ、又は既に協議が完了した開発事業については、なお従前の例による。

(令和6年1月29日揭示済)